

平成十三年法律第二百三十一号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する
法律

第二章 銀行等による株式等の保有の制限

(銀行等による株式等の保有の制限)

第三章 銀行等保有株式取得機構

(銀行等及びその子会社等(子会社その他の当該銀行等と主務省令(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令同様第三号に掲げる者についても同様)は、当分の間、水産省令。以下この項及び次条において同じ。)で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)は、当分の間、株式(主務省令で定めるものを除く。)その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの(以下この項及び次項において「株式等」といいう。)については、主務省令で定めるところにより合算して、当該銀行等及びその子会社等に係る自己資本に相当する額として主務省令で定めるところにより計算した額(次項において「株式等保有限度額」という。)を超える額の株式等を保有してはならない。

第五章 銀行等保有株式取得機構

(目的) は、銀行等による対象株式等の買取等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を行うことを目的とする。

第六条 機構は、法人とする。

(名称) 機構は、一を限り、設立されるものとする。

第七条 機構は、法人とする。

第八条 機構は、その名称中に銀行等保有株式等を用いてはならない。

(登記) 機構は、その名称中に銀行等保有株式等を用いてはならない。

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第十二条 会員

(会員の資格) 会員は、定款の定めるところにより、銀行等に掲げる者(主務省令の委任)のほか、同条第一項に規定するもの(前条第三項から第五項までに定めるもの)のほか、同条第一項に規定する株式等の評価のほか、同条第一項に規定する株式等の保有の制限等に限る。

第十三条 機構を設立するには、その会員にならうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(創立総会) 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これらをうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

第十四条 機構を設立するには、その会員にならうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(発起人) 第十三条 機構を設立するには、その会員にならうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

第十五条 機構を設立するには、その会員にならうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(設立の認可申請) 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十六条 機構の設立の認可申請

第十七条 機構の設立の認可申請

第十八条 機構の設立の認可申請

第十九条 機構の設立の認可申請

第二十条 機構の設立の認可申請

第二十一条 機構の設立の認可申請

第二十二条 機構の設立の認可申請

第二十三条 機構の設立の認可申請

第二十四条 機構の設立の認可申請

第二十五条 機構の設立の認可申請

第二十六条 機構の設立の認可申請

第二十七条 機構の設立の認可申請

第二十八条 機構の設立の認可申請

第二十九条 機構の設立の認可申請

第三十条 機構の設立の認可申請

第三十一条 機構の設立の認可申請

第三十二条 機構の設立の認可申請

第三十三条 機構の設立の認可申請

第三十四条 機構の設立の認可申請

第三十五条 機構の設立の認可申請

第三十六条 機構の設立の認可申請

第三十七条 機構の設立の認可申請

第三十八条 機構の設立の認可申請

第三十九条 機構の設立の認可申請

第四十条 機構の設立の認可申請

第四十一条 機構の設立の認可申請

第四十二条 機構の設立の認可申請

第四十三条 機構の設立の認可申請

第四十四条 機構の設立の認可申請

第四十五条 機構の設立の認可申請

第四十六条 機構の設立の認可申請

第四十七条 機構の設立の認可申請

第四十八条 機構の設立の認可申請

第四十九条 機構の設立の認可申請

第五十条 機構の設立の認可申請

第五十一条 機構の設立の認可申請

第五十二条 機構の設立の認可申請

第五十三条 機構の設立の認可申請

第五十四条 機構の設立の認可申請

第五十五条 機構の設立の認可申請

第五十六条 機構の設立の認可申請

第五十七条 機構の設立の認可申請

第五十八条 機構の設立の認可申請

第五十九条 機構の設立の認可申請

第六十条 機構の設立の認可申請

第六十一条 機構の設立の認可申請

第六十二条 機構の設立の認可申請

第六十三条 機構の設立の認可申請

第六十四条 機構の設立の認可申請

第六十五条 機構の設立の認可申請

第六十六条 機構の設立の認可申請

第六十七条 機構の設立の認可申請

第六十八条 機構の設立の認可申請

第六十九条 機構の設立の認可申請

第七十条 機構の設立の認可申請

第七十一条 機構の設立の認可申請

第七十二条 機構の設立の認可申請

第七十三条 機構の設立の認可申請

第七十四条 機構の設立の認可申請

第七十五条 機構の設立の認可申請

第七十六条 機構の設立の認可申請

第七十七条 機構の設立の認可申請

第七十八条 機構の設立の認可申請

第七十九条 機構の設立の認可申請

第八十条 機構の設立の認可申請

第八十一条 機構の設立の認可申請

第八十二条 機構の設立の認可申請

第八十三条 機構の設立の認可申請

第八十四条 機構の設立の認可申請

第八十五条 機構の設立の認可申請

第八十六条 機構の設立の認可申請

第八十七条 機構の設立の認可申請

第八十八条 機構の設立の認可申請

第八十九条 機構の設立の認可申請

第九十条 機構の設立の認可申請

第九十一条 機構の設立の認可申請

第九十二条 機構の設立の認可申請

第九十三条 機構の設立の認可申請

第九十四条 機構の設立の認可申請

第九十五条 機構の設立の認可申請

第九十六条 機構の設立の認可申請

第九十七条 機構の設立の認可申請

第九十八条 機構の設立の認可申請

第九十九条 機構の設立の認可申請

第一百条 機構の設立の認可申請

第一百零一条 機構の設立の認可申請

第一百零二条 機構の設立の認可申請

第一百零三条 機構の設立の認可申請

第一百零四条 機構の設立の認可申請

第一百零五条 機構の設立の認可申請

第一百零六条 機構の設立の認可申請

第一百零七条 機構の設立の認可申請

第一百零八条 機構の設立の認可申請

第一百零九条 機構の設立の認可申請

第一百一十条 機構の設立の認可申請

第一百一一条 機構の設立の認可申請

第一百一十二条 機構の設立の認可申請

第一百一十三条 機構の設立の認可申請

第一百一十四条 機構の設立の認可申請

第一百一十五条 機構の設立の認可申請

第一百一十六条 機構の設立の認可申請

第一百一十七条 機構の設立の認可申請

第一百一十八条 機構の設立の認可申請

第一百一十九条 機構の設立の認可申請

第一百二十条 機構の設立の認可申請

第一百二十一条 機構の設立の認可申請

第一百二十二条 機構の設立の認可申請

第一百二十三条 機構の設立の認可申請

第一百二十四条 機構の設立の認可申請

第一百二十五条 機構の設立の認可申請

第一百二十六条 機構の設立の認可申請

第一百二十七条 機構の設立の認可申請

第一百二十八条 機構の設立の認可申請

第一百二十九条 機構の設立の認可申請

第一百三十条 機構の設立の認可申請

第一百三十一条 機構の設立の認可申請

第一百三十二条 機構の設立の認可申請

第一百三十三条 機構の設立の認可申請

第一百三十四条 機構の設立の認可申請

第一百三十五条 機構の設立の認可申請

第一百三十六条 機構の設立の認可申請

第一百三十七条 機構の設立の認可申請

第一百三十八条 機構の設立の認可申請

第一百三十九条 機構の設立の認可申請

第一百四十条 機構の設立の認可申請

第一百四十一条 機構の設立の認可申請

第一百四十二条 機構の設立の認可申請

第一百四十三条 機構の設立の認可申請

第一百四十四条 機構の設立の認可申請

第一百四十五条 機構の設立の認可申請

第一百四十六条 機構の設立の認可申請

第一百四十七条 機構の設立の認可申請

第一百四十八条 機構の設立の認可申請

第一百四十九条 機構の設立の認可申請

第一百五十条 機構の設立の認可申請

第一百五十一条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 機構の設立の認可申請

第一百五十ニニニニ

三 役員の氏名及び会員の名称	2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他の内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
第十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令の規定に適合していること。 二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
三 役員のうちに第二十三条各号のいずれかに該当する者がないこと。	三 役員のうち第二十三条规定のいずれかに該当する者がないこと。
四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。	四 業務の運営が適正に行われることが確実でないと認められるとき、設立の認可をしなければならない。
五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。	五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。(事務の引継ぎ)	2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
第十七条 前条第二項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。	第十七条 前条第二項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。
(設立の時期等)	(設立の時期等)
第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。	第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。	2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理	第四節 管理
(定款) 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	(定款) 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 目的	一 目的
二 事務所の所在地	二 事務所の所在地
三四 会員に関する事項	三四 会員に関する事項
五六 運営委員会に関する事項	五六 運営委員会に関する事項
七八 総会に関する事項	七八 総会に関する事項
八 業務及びその執行に関する事項	八 業務及びその執行に関する事項

九 拠出金に関する事項	三 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。
十 財務及び会計に関する事項	十 財務及び会計に関する事項
十一 解散に関する事項	十一 解散に関する事項
十二 定款の変更に関する事項	十二 定款の変更に関する事項
十三 公告の方法	十三 公告の方法
2 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。	2 前項第十一号に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。
二 令和十八年三月三十一日の経過	二 令和十八年三月三十一日の経過
三 令和十八年十月一日以後において、買い取った株式(これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)を全て処分したこと。	三 令和十八年十月一日以後において、買い取った株式(これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第一百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)を全て処分したこと。
四 機構の認可を受けなければ、その効力を生じない。	四 機構の認可を受けなければ、その効力を生じない。
五 機構の役員若しくは職員、委員会の組織及び運営に必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。	五 機構の役員若しくは職員、委員会の組織及び運営に必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。
六 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。	六 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

議長は、定款で定めるところによる。

(臨時総会)

第三十三条 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第三十三条の二 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第三十三条の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十三条の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう)により議決をすることができる。

4 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

第三十三条の五 機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六節 業務
(業務)

第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の規定にかかるわらず、次に掲げる業務を行う。

一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買取った株式の管理及び処分

二 会員の保有する株式の売付けの媒介

三 銀行等以外の会社であつて会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるもの(以下

「発行会社」という。)の保有する当該会員が

発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合に

おいては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。)の買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分

四 会員の保有する受益権の買取り及び当該買い取った受益権の管理及び処分

五 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買い取った投資口の管理及び処分

六 第四十一条第一項及び第三項に規定する拠出金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理

七 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号及び第二号に規定する会員の保有する株式、同項第四号に規定する会員の保有する受益権又は同項第五号に規定する会員の保有する投資口には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する対象株式等(株式、受益権又は投資口をいう。以下同じ。)を含まないものとする。

3 第一項第三号に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社の子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、令和八年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、業務規程が機構の適正かつ確実な運営をする上で不適當のものとなつたと認めるときは、その変更を命ぜることができる。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることが可能である。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機関の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機関に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機関から要請があつた場合において、機関の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機関に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

でできるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行してある会社(第一号に掲げる株式を令和十八年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定められた日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金額が交付されるものに限り、同号に掲げるものを除く。))

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

五 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(発行会社からの株式の買取り)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

五 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取りをしたときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(手数料)

第四十二条 機構は、対象株式等を買い取った場合においては、当該対象株式等の買取りの申込みをした会員又は当該対象株式等（株式に限りある。）の買取りの申込みをした発行会社から、業務規程の定めるところにより、手数料を徴収することができる。会員の保有する株式の売付けの媒介をした場合においても、同様とする。（延滞金）

第四十三条 会員は、当初拠出金若しくは売却時に納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない発行会社についても、同様とする。

2 延滞金の額は、未納の当初拠出金若しくは売却時拠出金又は手数料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。（事業年度）

第四十四条 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十日までとする。

第四十五条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（機構の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（財務諸表等の承認等）

第四十六条 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

第四十七条 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常総会の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、附属明細書及び前項の監事の意見書を、機構の事務所に備え置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（区分経理）

第四十八条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 1 第三十四条第一項各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）
- 2 次に掲げる業務

イ 特別株式買取り（第三十八条の四第一項の規定による株式の買取りを含む。口及び次条第一項において同じ。）、発行会社株式買取り（第三十八条の三第一項の規定による株式の買取りを含む。口及び次条第一項において同じ。）、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り（口及び次条第一項において単に「受益権の買取り」といいう。）及び第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り（口及び次条第一項において単に「投資口の買取り」といいう。）並びにこれらとの買取りとして買い取つた対象株式等の管理及び処分。

ロ 売却時拠出金及び第四十二条に規定する手数料（特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りに係るものに限る。）の収納及び管理。

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

2 機構は、その運営に必要な経常的経費として内閣府令・財務省令で定めるものについては、前項の規定にかかるわらず、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（次条第二項及び第五十七条において「一般勘定」という。）において経理するものとする。（特別勘定の廃止）

第四十九条 機構は、令和八年十月一日以後において、特別株式買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取つた対象株式等を全て処分したときは、前条

第一項第二号に掲げる業務に係る勘定（次項において「特別勘定」という。）を廃止するものとする。（特別勘定の廃止）

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。（借入金及び銀行等保有株式取得機構債）

3 機構は、前項の規定による特別勘定を廃止したときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借り入れ（借換えを含む。）をし、又は銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構債は、機構債の債券を発行することができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一条及び第三項から前項までに定めるものほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有

二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他内閣府令・財務省令で定める金融機関への預金

（内閣府令・財務省令への委任）

四 第四十四条から前条までに規定するものとのほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第九節 監督

（監督）

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構の役員が、この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款若しくは業務規程に違反する行為をしたときは、機構に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。この場合において、機構が総会の議決を経て当該役員を解任したときは、その解任は、第二十二条第二項の規定にかかるわらず、総会の議決があつたときにその効力を生ずるものとする。（報告及び立入検査）

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（設立の認可の取消し）

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第二項の設立の認可を取り消すことができ

一 この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。

二 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

(解散) 第十節 解散

第五十七条 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定める解散事由の発生

二 総会の決議

三 第十六条第二項の設立の認可の取消し

前項第二号に掲げる事由による解散は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、次に定めるところにより、残余財産（分配限度額以下の部分に限る。以下この項において同じ。）の処分を行うものとする。

一 残余財産の額が当初拠出金の総額に相当する額（以下この項において「当初拠出金相当額」という。）以下のときは、当該残余財産の額を、機構の各会員（脱退した会員を含む。以下この項において同じ。）に対し、その納付した当初拠出金の額に応じて分配する。

二 残余財産の額が当初拠出金相当額を超える当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額に相当する額（以下この項において「拠出金相当額」という。）以下のときは、当該残余財産のうち、当初拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を売却時拠出金を納付した機構の各会員（以下この項において「売却会員」という。）に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

三 残余財産の額が拠出金相当額を超えるときは、当該利益の額の二倍に相当する額を加えた額（次号において同じ。）を加えた額以下のときは、当該残余財産のうち、拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を機構の各会員に対しその納付した当初拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

四 残余財産の額が拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を超えるときは、当該残余

財産のうち、拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を前号の規定により、残余の額を売却会員に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

二 一定款で定める解散事由の発生

三 総会の決議

四 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。

五 前二項の分配限度額とは、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合には、当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合は、当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する額をいう。

六 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとができる。

七 第三項、第四項及び前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(課税の特例) 第十一節 雜則

第五十八条 機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二十三項及び第三百二十一條の八第二十三項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」とする。

二 前項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に關する必要な事項は、政令で定める。

(認可等の条件) 第五十九条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定による認可又は承認（次項及び次条において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

(内閣府令・財務省令への委任) 第六十条 この章に定めるもののほか、認可等に関する申請の手続、書類の提出の手続その他のこの章の規定の実施に關する必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

一 この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。

二 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

四 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。

五 前二項の分配限度額とは、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合には、当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合は、当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができること。

(権限の委任) 第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令は、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

二 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 発起人又は機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項又は第四十七条第三項の規定による公告をするのを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二 創立総会又は総会に対し不実の申立てを行ひ、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 機構の役員が、第三十六条第三項又は第六十六条の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は平成十八年九月三十日から、附則第六条の規定は銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百七十七号）の施行の日から施行する。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

七 第四十七条第三項の規定に違反して業務上の余裕を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとされる。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第八条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

（附則）抄

（名称の使用制限に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第二条 削除

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十九号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（届出）

六 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十九条の六第四項又は第三十九条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）を金融庁長官に委任する。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第六十四条

に同法附則第三条の二の四第三項並びに第八条第二項及び第五項の改正規定、同法附則第八条の二の改正規定（同条第一項の改正規定（第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項並びに第三百二十二条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項）を第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十二条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項）に改める部分に限る。）、同法附則第九条第五項の改正規定（第七十二条の二十一第三項）を「第七十二条から第八項までの改正規定（第七十二条の二十一第五項）に改める部分及び（第七十二条の二十一第四項）を「第七十二条の二十一第六項」に改める部分に限る。）、同法附則第六項の改正規定（第七十二条の二十一第三項）を「第七十二条の二十一第五項」に改める部分に限る。）、同法附則第六項の改正規定（第七十二条の二十一第四項）を「第七十二条の二十一第六項」に改める部分に限る。）、同法附則第九条の二、第九条の二の二、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに同法附則第四十一条の改正規定（同条第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第三条第十一項、第四条第二項及び第三項、第六条、第十条第十一項、第十二条（同条第八項を除く。）並びに第二十二条から第二十二条までの規定 平成二十二年十月一日

附 則（平成二二年三月三日法律第六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ 略

ロ 第一条の規定（法人税法の目次の改正規定（「第六十四条」を「第六十三条」に改める部分に限る。）、同法第二条第十二号の七の五を同条第十一号の七の七とし、同条第十二号の七の四の次に二号を加える改正規定、同条第十二号の八の改正規定（「発行済株式又は出資（自己が有する自己」に

号に係る部分に限る)、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第一百三十八条第九号の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十九条第一項の改正規定(「第一百六十四条第一項」を「第一百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定、同法第一百六十条の改正規定(「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る)、同法第一百六十二条の改正規定(「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る)、同法第一百六十三条を削る改正規定、同法第十四条第一項の改正規定及び同条を同法第一百六十三条とする改正規定(附則第十条及び第十二条において「組織再編成等以外の改正規定」という)を除く)並びに附則第十条第二項、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十五条、第二十六条规定及び第十三項、第二十七项、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百四十二条(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限る)並びに第一百四十五条の規定

項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十八の改正規定、第六十八条の五十六の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定（同条第一項中「(各連結事業年度終了の時における)」を「(法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において)」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び」を「(もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに)」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十五の改正規定、同法第六十八条の六十八第九項の改正規定（「、現物出資法人又は事後設立法人」を「(又は現物出資法人)」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の七十の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定、同法第六十八条の七十二の改正規定、同法第六十八条の七十四第三項第四号の改正規定、同法第六十八条の七十五第三項第四号の改正規定、同法第六十八条の七十九の改正規定、同法第六十八条の八十一の改正規定、同法第六十八条の八十二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の八十三の改正規定、同法第六十八条の八十四条の改正規定、同法第六十八条の八十五条の改正規定、同法第六十八条の八十九の改正規定、同法第六十八条の九十二第二部分に限る。）、同法第六十八条の九十二第二

二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を「及び第三項」を加える部分に限る）、同条第六項の改正規定（第六十六条の八第六項）を「第六十六条の八第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第七項」とする部分、「第三項」を「第四項」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「有する特定外國子会社等」を「有する外國法人」に改める部分、「次項」の下に「及び第三項」を「第六十八条の九十三の四第一項」に改める部分、同項第三号中「特定外國子会社等」を「外國法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「有する特定外國子会社等」を「有する外國法人」に改める部分、「次項」の下に「及び第三項」を「第四項」に改める部分及び「同条第五項」に、「同条第五項」を「有する特定外國子会社等」を「有する外國法人」に改める部分、「次項」の下に「及び第三項」を「第六十八条の九十三の四第一項」に改める部分、「次項」の下に「及び第三項」を「第六十八条の九十三の四第一項」に改める部分及び「同条第五項」を「第六十八条の九十三の四第一項」に改める部分に限る。）、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第六十一条の百四十一項の改正規定、同法第六十八条の百九の二の改正規定並びに同法第八十八条の二の第一項の改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の百二の改正規定、同法第六十八条の百二の改正規定並びに同法第八十八条の二の第一項の改正規定（平成二十二年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第四十四条、第七十四条、第八十七条第一項、第八十八条第六項及び第八項から第十三項まで、第八十九条、第九十条、第八十一条、第八十二条第一項、第九十三条及び第四項、第八十三条、第八十四条、第九十六条第三項、第九十七条、第九十九条、第一百一十二条第六項及び第八项から第十三項まで、第一百十三条、第一百四十四条、第一百五十五条第一項及び第四項、第一百五十六条第七項、第九十一条第五项、第一百六十六条、第一百七十七条、第一百八十八条第一項、第一百九十九条、第一百二十二条第六项及び第八项から第十三項まで、第一百三十三条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十七条

